

ご存知ですか？

福島町のさまざまな制度

住まい



福島町移住促進引越支援補助金

移住に関する引越し費用の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。

※交付後5年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

住宅リフォーム補助金

定住を目的として住宅をリフォームする方へ費用の一部を補助します。

※交付後5年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

産業活性化サポート事業

町内産業の活性化に向けて活動する団体などに、補助金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

水産業担い手支援事業

新たに漁業への就労を希望する方へ、奨励金などを交付します。

※交付後10年以内に漁業協同組合員を脱退した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

産業課水産係 ☎47-3002

空家等除却補助金

町内の空き家および空き家となる見込みの建物を解体する費用の一部を補助します。

●お問い合わせ先

建設課(空家担当) ☎47-3006

定住促進住宅等奨励事業

定住を目的として住宅を新築・購入した方へ、奨励金を交付します。

※交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

無線インターネット接続環境整備事業

新規に光回線を整備し、無線によるインターネット接続環境を整備する場合、費用の全額または一部を助成します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

サポート 担い手育成



農林業担い手養成事業

新たに農林業への就労を希望する方へ、奨励金などを交付します。

※交付後10年以内に農林業に従事しなくなった場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

産業課農林係 ☎47-3002